

## 公益財団法人板橋区体育協会 評議員候補者選出規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人板橋区体育協会定款第 16 条に定める評議員の候補者選出について定める。

### (兼務制限)

第 2 条 評議員候補者の推薦にあたっては、当法人の理事及び監事にある者を選出することはできない。

### (加盟団体による評議員候補者の選出)

第 3 条 加盟団体は、評議員候補者を互選により 26 名以内推薦することができる。

2 前項の場合、各加盟団体は互選により各 1 名推薦することができる。ただし、やむを得ない事由により推薦を辞退することができる。

### (理事会による評議員候補者の選出)

第 4 条 理事会は、評議員候補者として外部の学識経験者を 3 名以内推薦することができる。

2 前項の場合、当法人の加盟団体関係者（会長、副会長、理事長等の主要役員）を選出することはできない。

### (規程の変更)

第 5 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則 この規程は、平成 25 年 6 月 19 日より施行する。